

これまでの議論の整理 関連資料

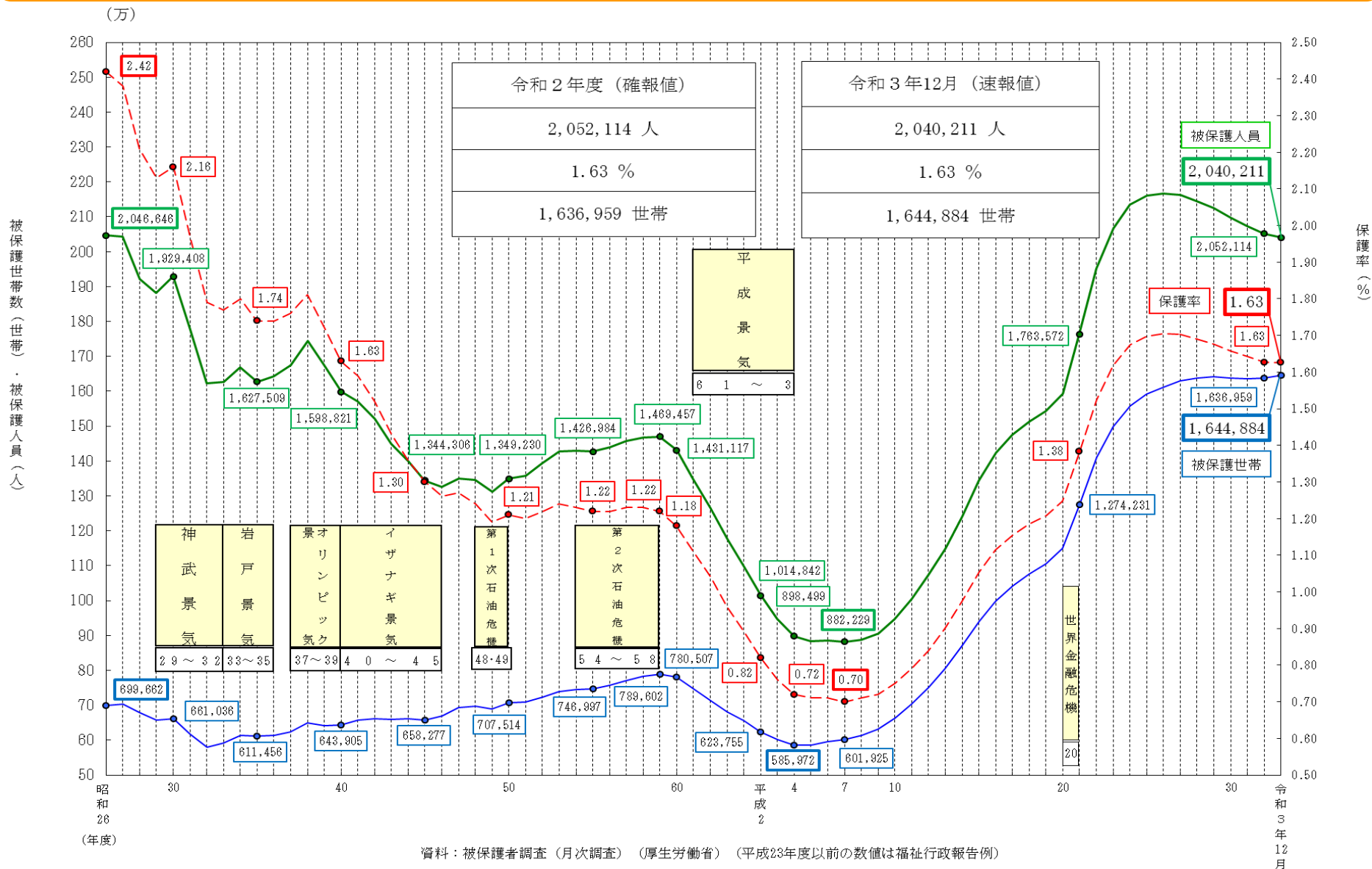
1. 現状等について (p.2)
2. 包括的な自立支援・就労支援について (p.8)
3. 子どもの貧困対策について (p.18)
4. 被保護者健康管理支援事業及び医療扶助について (p.25)
5. 居住支援について (p.30)
6. 事務負担の軽減について (p.37)
7. 生活保護費の適正支給の確保策等について (p.40)
8. 生活保護基準における級地区分について (p.45)

1 現状等について

被保護人員、保護率、被保護世帯数の年次推移

○生活保護受給者数は約204万人。平成27年3月をピークに減少に転じた。

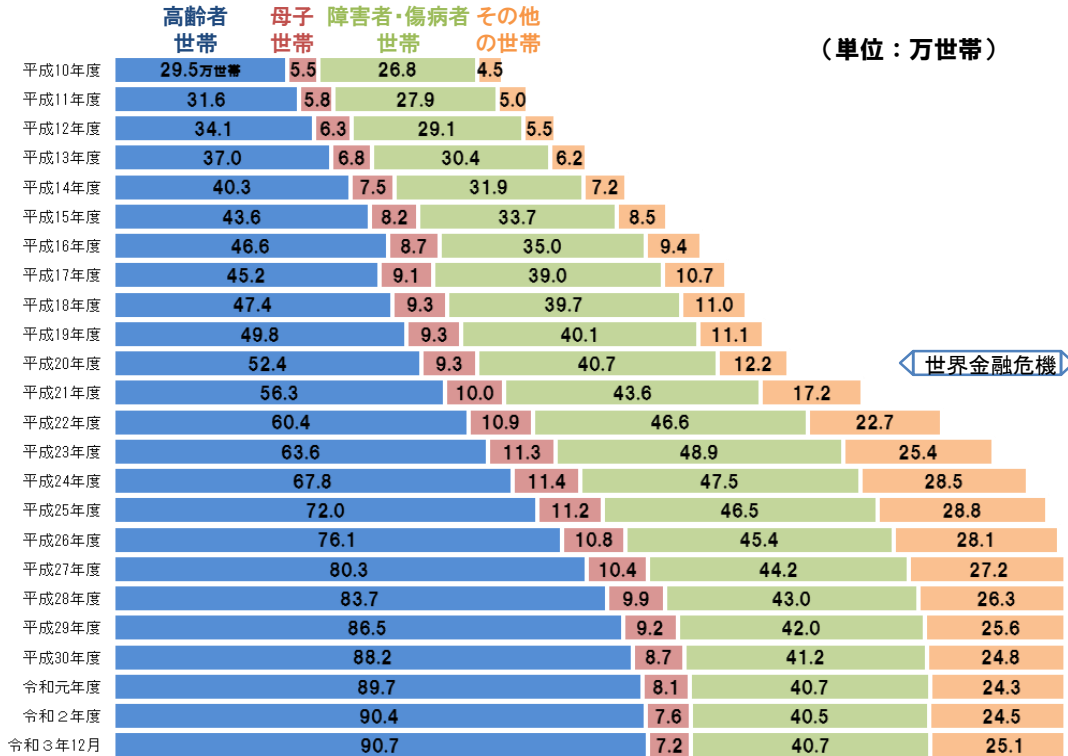
○生活保護受給世帯数は約164万世帯。高齢者世帯が増加している一方、母子世帯は減少傾向が続いている。



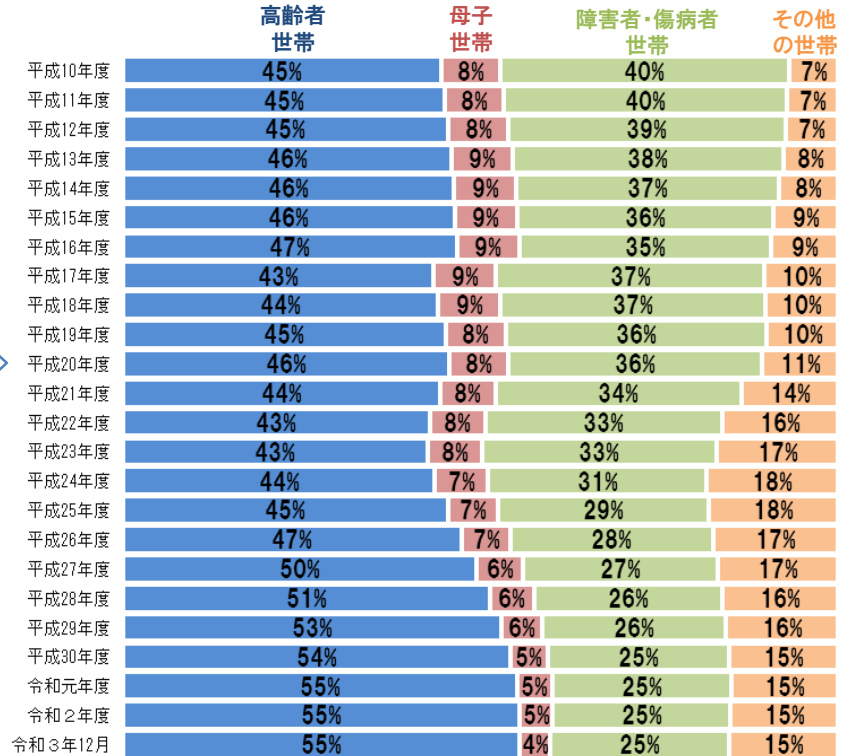
世帯類型別の保護世帯数と構成割合の推移

世界金融危機後、「その他の世帯」の割合が大きく上昇した。
「母子世帯」は減少傾向となっているが、「高齢者世帯」は増加傾向にある。

■ 世帯類型別の生活保護受給世帯数の推移



■ 世帯類型別の構成割合の推移



※ 高齢者世帯の92.2%が単身世帯（令和3年12月）。

注：世帯数は各年度の1か月平均であり、保護停止中の世帯は含まない。

資料：被保護者調査 月次調査（厚生労働省）（平成23年度以前は福祉行政報告例）（令和3年12月分は速報値）

世帯類型の定義

- 高齢者世帯：男女とも65歳以上（平成17年3月以前は、男65歳以上、女60歳以上）の者のみで構成されている世帯か、これらに18歳未満の者が加わった世帯
- 母子世帯：死別・離別・生死不明及び未婚等により現に配偶者がいない65歳未満（平成17年3月以前は、18歳以上60歳未満）の女子と18歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成されている世帯
- 障害者世帯：世帯主が障害者加算を受けているか、障害・知的障害等の心身の障害のため働けない者である世帯
- 傷病者世帯：世帯主が入院（介護老人保健施設入所を含む。）しているか、在宅患者加算を受けている世帯、若しくは世帯主が傷病のため働けない者である世帯
- その他の世帯：上記以外の世帯

生活保護の最近の状況

生活保護の申請件数について、令和2年度の前年同月比をみると、4月に25%と大きく増加した後、雇用調整助成金、生活福祉資金貸付制度の特例貸付や住居確保給付金など、新型コロナウイルス感染症に係る各支援措置の効果もあり、5月～8月は減少が続いたが、9月以降は7ヶ月連続で増加した。令和3年度も4月は前年4月の急増を受けて減少したが、5月以降は8ヶ月連続で増加している。

■生活保護受給者数

	令和2年	令和3年											
	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
生活保護受給者数(万人)	205.0	205.0	204.8	205.3	204.3	204.0	203.9	203.8	203.8	203.8	203.8	203.9	204.0
対前年同月比(%)	▲1.0	▲0.9	▲0.8	▲0.6	▲0.8	▲0.9	▲0.8	▲0.7	▲0.6	▲0.5	▲0.6	▲0.5	▲0.5
対前月比(%)	0.1	▲0.04	▲0.1	0.3	▲0.5	▲0.2	▲0.05	▲0.03	▲0.03	0.02	▲0.01	0.1	0.04

■生活保護受給世帯数

	令和2年	令和3年											
	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
生活保護受給世帯数(万世帯)	163.8	163.8	163.7	164.2	163.9	163.9	163.9	164.0	164.1	164.2	164.2	164.4	164.5
対前年同月比(%)	0.1	0.2	0.3	0.4	0.3	0.1	0.2	0.2	0.3	0.4	0.3	0.5	0.4
対前月比(%)	0.1	0.004	▲0.1	0.3	▲0.2	▲0.01	0.1	0.04	0.03	0.1	0.02	0.1	0.1

■保護の申請件数

	令和2年	令和3年											
	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
保護の申請件数	17,307	20,059	17,428	22,848	19,165	18,400	19,478	20,757	19,202	20,156	18,726	21,093	17,751
対前年同月比(%)	6.5	7.2	8.1	8.6	▲10.9	2.4	13.3	5.6	10.0	6.1	0.6	10.6	2.6
対前々年同月比(%)	-	-	-	16.7	11.4	▲7.6	8.3	▲6.1	5.5	7.9	2.4	13.6	9.2
対前月比(%)	▲9.3	15.9	▲13.1	31.1	▲16.1	▲4.0	5.9	6.6	▲7.5	5.0	▲7.1	12.6	▲15.8

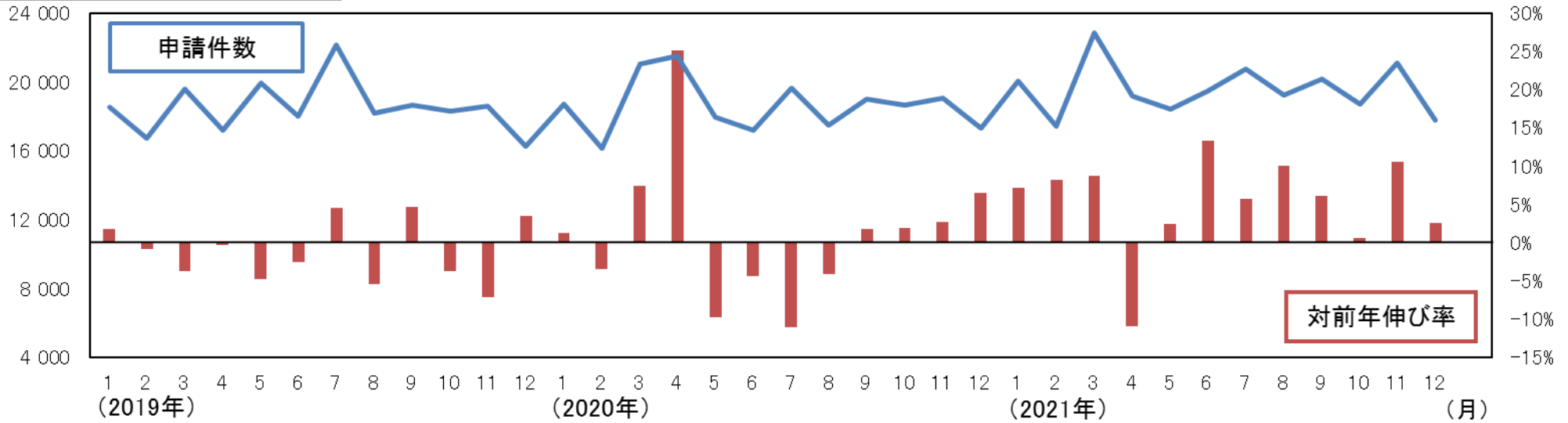
■保護開始世帯数(決定件数)

	令和2年	令和3年											
	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
保護開始世帯数	17,273	16,074	16,517	20,336	17,487	15,607	17,012	17,201	16,139	17,829	16,637	18,447	17,648
対前年同月比(%)	4.0	8.2	9.8	8.7	▲9.8	▲7.7	12.4	7.2	9.3	7.3	▲1.7	9.1	2.2
対前々年同月比(%)	-	-	-	15.6	3.7	▲0.7	5.3	▲8.2	0.8	11.2	▲5.1	11.9	6.2
対前月比(%)	2.2	▲6.9	2.8	23.1	▲14.0	▲10.8	9.0	1.1	▲6.2	10.5	▲6.7	10.9	▲4.3

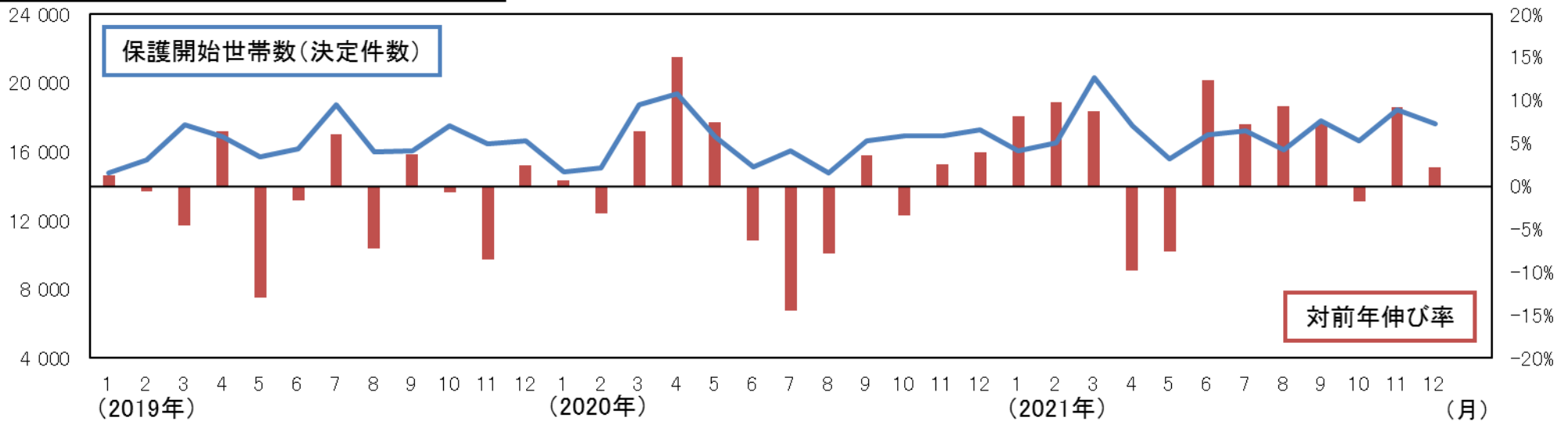
※令和3年4月以降は速報値、資料：「被保護者調査(月次調査)」(厚生労働省)

新型コロナ感染拡大の前後における保護の申請・決定の動向

保護の申請件数の動向



保護開始世帯数(決定件数)の動向



新型コロナウイルス感染症対策に伴う生活保護における対応について（概要）

1. 適切な対応

○生活保護制度を適切に運用する上で特に留意が必要な事項として、主に以下につき、随時、事務連絡^(※)により周知

(※)3月10日、4月7日、5月8日、5月26日、9月11日、1月7日、1月29日、2月26日付けで事務連絡を発出。

- 申請権の侵害の防止(いわゆる「水際対策」をしない)、速やかな保護決定
- スムーズな就労再開のため、資産の保有等の柔軟な取扱い(通勤用自動車や自営業用の資産の一時的な保有)
 - ・ 新たに民間保険も同様に取扱う旨を周知(1月29日付け)
 - ・ 基準よりも高い家賃の住居にそのまま住み続けたい希望があれば、一定の場合に一時的に引越しなくてよい取扱い(転居指導の留保)(2月26日付けで事務連絡を発出)
- 就労の場がない場合は、稼働能力の活用の判断を留保
- 扶養照会の運用の弾力化
扶養照会を行わない例について、以下のとおり弾力化。(2月26日付けで通知・事務連絡の改正、事務連絡の発出)
 - ・【改正前】「生活保護受給者の生活歴に特別の事情がある場合」として、「20年間音信不通」を例示
⇒「著しい関係不良」の場合として整理
(具体例として、「親族に借金を重ねている」、「相続をめぐる対立している」、「縁が切られている」を例示)
⇒「20年音信不通」は、「著しい関係不良」の具体例のひとつとして「一定期間(例えば10年程度)」と例示
 - ・【改正前】DVのみを例示 ⇒ DVの他に虐待等の場合を例示として追加
- 生活困窮者自立支援制度の窓口と福祉事務所の窓口の連携

2. 予算措置

- 面接相談等の業務の臨時職員雇上げ費用(二次補正(4.2億円)、三次補正予算(140億円の内数))
- 業務のデジタル化による効率化の試行事業(三次補正予算(4.8億円))

2 包括的な自立支援・就労支援について

自立支援プログラムの概要

背景

○ 生活保護制度の目的

- ・ 最低生活の保証（保護費の支給）
- ・ **自立の助長**

○ 自立支援プログラム導入の背景

- ・ 被保護者の抱える問題の多様化、被保護世帯数の増加
- ・ 生活保護担当職員の不足と経験不足

○ 自立の助長の内容

- ・ 経済的自立 → 就労 等
- ・ 日常生活自立 → 入院から在宅復帰 等
- ・ 社会生活自立 → ひきこもり防止、社会参加 等

自立支援プログラムの導入（平成17年度～）

○ 経済的給付に加え、福祉事務所が組織的に被保護者の自立支援を行う制度への転換を目的

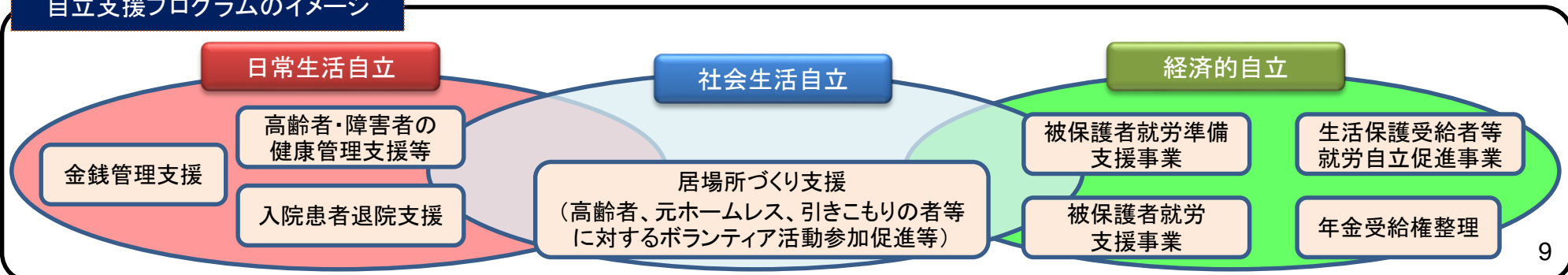
概要

- 実施機関は、管内の被保護者の状況や自立阻害要因を類型化し、自立支援の具体的内容と手順を定めた自立支援プログラムを類型毎に策定
- 様々なプログラムの中から、個々の被保護者に必要なプログラムを本人同意の上決定し、労働部局、医療・福祉施設、NPO等の関係機関と連携し、被保護者が自らの自立のため行う活動を組織的に支援

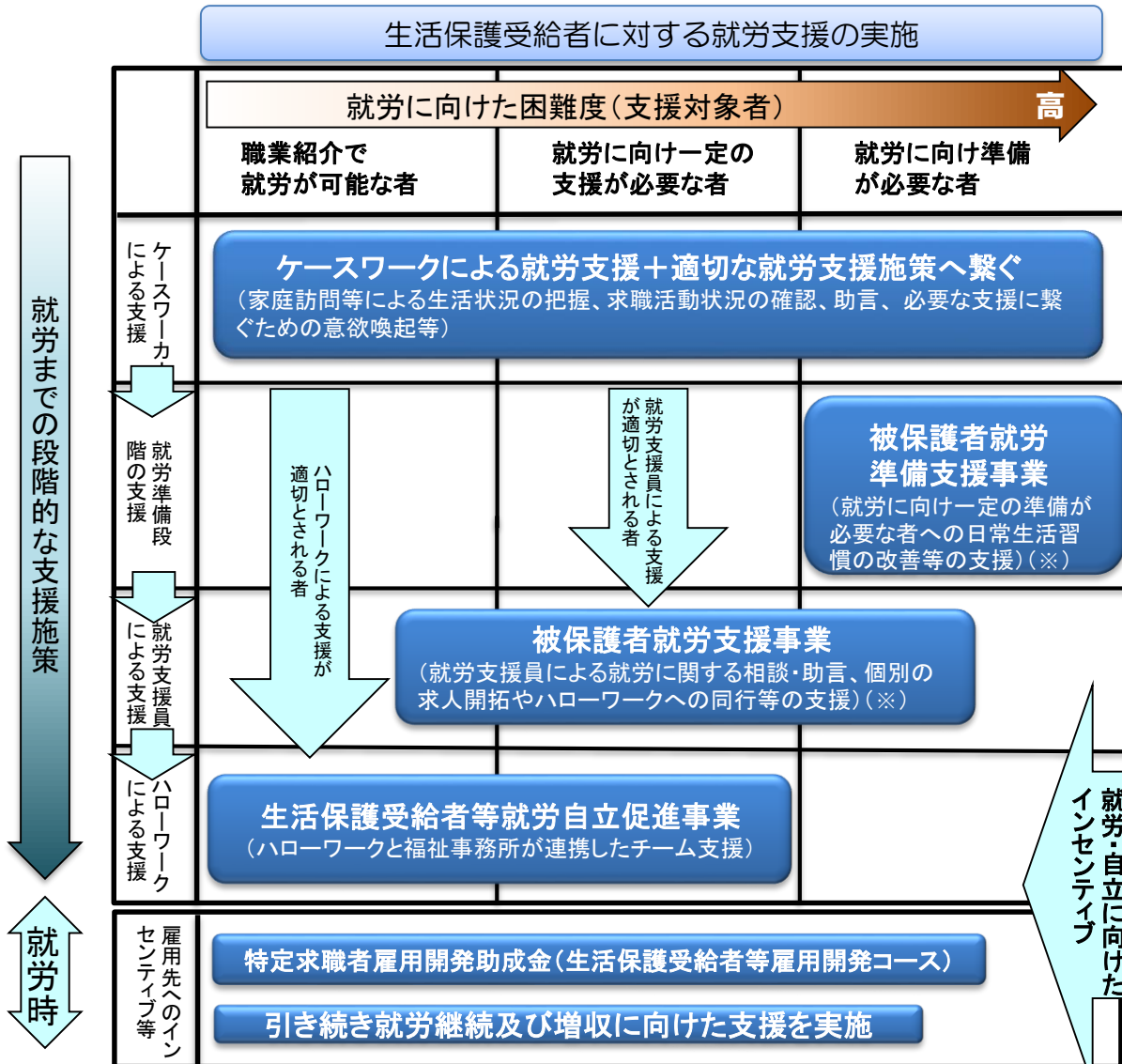
自立の概念

- ・ 経済的自立：就労による経済的自立等
（例）稼働能力を有する者⇒就労に向けた具体的取組を支援し、就労を実現するプログラム
- ・ 日常生活自立：身体や精神の健康を回復・維持し、自分で自分の健康・生活管理を行うなど日常生活において自立した生活を送ること
（例）精神障害者⇒長期入院を防止・解消し、居宅生活の復帰・維持を目指すプログラム
- ・ 社会生活自立：社会的なつながりを回復・維持し、地域社会の一員として充実した生活を送ること
（例）高齢者⇒傷病や閉じこもりを防止し、社会貢献活動の参加等により健康的な自立生活を維持するプログラム

自立支援プログラムのイメージ



生活保護受給者に対する就労支援施策について



【参考】就労支援事業の参加状況 (R元年度)

事業対象者	参加者	参加率
187,071人	97,506人	52.1%
	就労増収者	就労増収率
	39,397人	40.4%

・改革工程表KPI (達成時期：2021年度まで)
 事業に参加可能な者の参加率 65%
 事業参加者のうち就労増収者の占める割合 50%

【内訳】 ※ 重複して支援を受けているものも含めて計上

- 生活保護受給者等就労自立促進事業
 (参加者) 53,354人
 (就労増収者) 33,299人 (62.4%)
- 被保護者就労支援事業
 (参加者) 67,485人
 (就労増収者) 22,925人 (34.0%)
- 被保護者就労準備支援事業
 (参加者) 6,702人
 (就労増収者) 1,211人 (18.1%)
- その他自治体の独自事業
 (参加者) 3,648人
 (就労増収者) 1,093人 (30.0%)

就労・自立インセンティブの強化

就労自立給付金

【保護受給中の就労収入のうち一定額を仮想的に積み立て、保護廃止時に支給するもの】
 (上限 単身世帯10万円 多人数世帯 15万円)

勤労控除

【就労収入から一定額を控除し、収入の一部を手元に残す制度】
 (最低控除額 15,000円)

就労活動促進費

【積極的に就労活動に取り組んでいる者に就労活動に必要な経費の一部を支給するもの】
 (月5,000円 原則6ヶ月以内)

※就労体験等の場として認定就労訓練事業も利用可能

被保護者就労支援事業について(改正生活保護法)

概要

- 被保護者の自立の促進を図ることを目的とし、被保護者の就労支援に関する問題について、福祉事務所に配置された就労支援員が被保護者の相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行う。法第55条の7に基づく必須事業。(平成27年4月施行)
- 実施主体は、都道府県、市、福祉事務所を設置する町村(社会福祉法人、NPO等に委託可)
- 負担割合は、国3/4 都道府県、市、福祉事務所を設置する町村1/4 令和3年度予算額:64.1億円
- 就労支援員の配置状況:2,941名(令和3年3月現在)(配置目安はその他世帯120世帯に対して1名)
- 直営実施:82.8% 委託実施:12.3% 直営+委託5.0%(令和3年3月現在)

事業内容

<就労支援>

- 相談、助言
被保護者の就労に関する相談・助言
- 求職活動への支援
履歴書の書き方、面接の受け方等についての助言
- 求職活動への同行
ハローワーク等での求職活動、企業面接などに同行
- 連絡調整
ハローワーク等の関係機関との必要な連絡・調整
- 個別求人開拓
本人希望等を踏まえた個別の求人開拓
- 定着支援
就労後のフォローアップの実施

<就労支援連携体制の構築>

○被保護者の就労支援体制に関する課題の共有や個別求人開拓等を円滑に実施できるよう、関係機関が参画する就労支援の連携体制を構築

(求人開拓等)

地域の情報(福祉ニーズ、地域課題等)の集約、新たな就労(個々の状況に応じた就労、中間的就労、就労体験、居場所)の場の発掘を実施

(連携機関)

福祉事務所・相談支援事業所(就労支援員)、ハローワーク、社会福祉法人、農業団体、商工会議所等

個々の状況に応じた支援

就労

中間就労

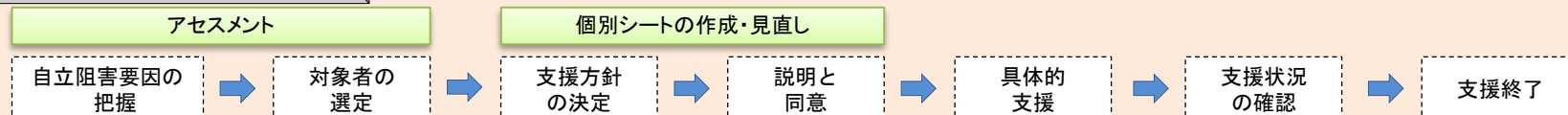
就労体験

<稼働能力判定会議等の開催>

○稼働能力や適性職種等の検討にあたり、専門的知識のある者で構成する会議等を開催

第五十五条の七 保護の実施機関は、就労の支援に関する問題につき、被保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業(以下「被保護者就労支援事業」という。)を実施するものとする。

事業の流れ(イメージ)



被保護者就労準備支援事業について

概要

- 就労意欲が低い者や基本的な生活習慣に課題を有する者など、就労に向けた課題をより多く抱える被保護者に対し、一般就労に向けた準備として、就労意欲の喚起や一般就労に従事する準備としての日常生活習慣の改善を、計画的かつ一貫して実施する。（平成27年4月9日社援保発0409第1号「被保護者就労準備支援事業（一般事業）の実施について」に基づく任意事業）
- 実施主体は、都道府県、市、福祉事務所を設置する町村（社会福祉法人、NPO等に委託可）
- 負担割合は、国2/3 都道府県、市、福祉事務所を設置する町村1/3 令和3年度予算額：29.1億円
- 実施自治体数：319自治体（令和2年度実績）

事業内容

<一般事業>

一般就労に向けた準備段階の支援として、以下の（１）～（３）の支援を計画的かつ一貫して実施する。

（１）日常生活自立に関する支援

適切な生活習慣の形成を促すため、規則正しい起床・就寝、バランスのとれた食事の摂取などに関する助言・指導・適切な身だしなみに関する助言、指導等を実施。

（２）社会生活自立に関する支援

社会的能力の形成を促すため、挨拶の励行等、基本的なコミュニケーション能力の形成に向けた支援や地域の事務所での職場見学、ボランティア活動等を実施。

（３）就労自立に関する支援

就労に向けた技法や知識の習得等を促すため、実際の職場での就労体験の機会の提供やビジネスマナー講習、キャリア・コンサルティング、模擬面接、履歴書の作成指導等を実施。

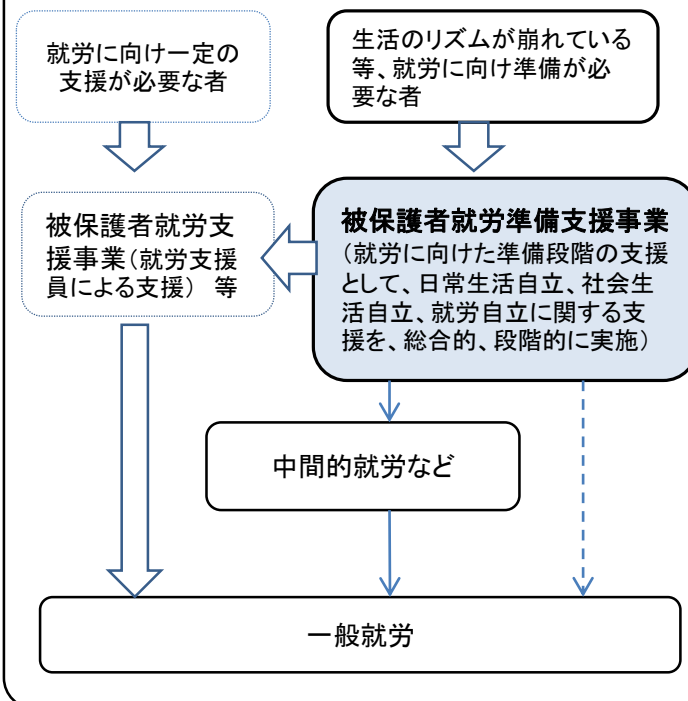
<就農訓練事業>（平成28年4月より開始）

- 農業体験・研修を実施し、就農・社会参加促進を支援するとともに、訓練終了後は、本人の適性や希望などを踏まえて、就農を含めて就労を支援する。

<福祉専門職との連携支援事業>（平成29年4月より開始）

- 障害者等への就労支援により培ったアセスメント技術などのノウハウを持った福祉専門職の知識や技術を生活困窮者等への就労準備支援に活用する。

支援の流れ（イメージ）



状態像に合わせた支援メニューの例

・ワークショップ ・セミナー ・グループワーク
 ・職場見学 ・就労体験 ・模擬面接
 ・ボランティア活動への参加 等

（生活・健康講座）



（農作業体験）



（封入作業）



（PC講座）



（就職面接等の講座）



家計に関する課題を抱える世帯への家計改善支援について【制度概要】

【通知名】 「被保護者家計改善支援事業の実施について」（平成30年3月30日社援保発0330第12号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）
＜一部改正（平成31年3月29日社援保発0329第4号）＞

基本的主旨

- 生活保護受給者を含む生活困窮者については、家計の状況を把握することが難しい方や中長期的な生活設計を立てた上で日々の生活を組み立てることが難しい方が存在することが指摘されている。
 - 生活保護受給世帯については、就労等により生活保護から脱却した場合に、新たに税・保険料の支払いなど、家計の状況に変化が生じるが、生活保護受給中から家計管理のスキルを身につけ、円滑に安定した家計管理に円滑に移行することにより、保護脱却後に再び生活保護の受給に至ることを防止することが期待される。
 - こうしたことを踏まえ、生活保護受給者の自立助長の観点から、家計に関する課題を抱える世帯に対する家計改善支援を実施することとした。
- ※ これまで、生活保護受給者の家計管理の支援は、平成25年法改正により「収入、支出その他生計の状況を適切に把握する」ことが生活上の義務として規定されたことも踏まえ、これまでは自立支援プログラムの一環として支援を行っている自治体もあった。

主な対象者

- 家計に関する課題を抱えており、自立を助長する観点から家計改善支援を実施することが効果的と考えられ、本事業への参加を希望する世帯。
（具体例）
 - ・ 過去に家賃、水道光熱費、学校納付金、給食費、保育料、税金の滞納や延滞をしたことがある世帯
 - ・ 債務整理を法律専門家に依頼している世帯
 - ・ 就労収入が毎月一定でない世帯や児童手当、児童扶養手当等を受給しており月によって収入が異なる世帯
 - ・ 過去の職歴や生活歴、生活保護の申請理由等から貯蓄に関する意識が比較的低いと考えられる世帯。特に、かつて生活保護を受けていたことがあり、再度保護に至った世帯
 - ・ 生活困窮者自立支援制度の家計改善支援を受けていた世帯が被保護世帯となった場合
 - ・ 世帯状況等の変化により、家計の状態も大きく変化した場合 等

実施方法

- 生活困窮者自立支援法に基づく家計改善支援事業が実施されている場合は、当該事業者との一体的実施に努めること。
- 改善支援に従事する者は、厚生労働省が実施する家計改善支援事業従事者養成研修を終了した者が望ましい。

大学等への進学を検討している高校生等のいる世帯への家計相談支援【制度概要】

基本的な主旨

- 大学等に進学する子どもがいる世帯が進学費用等を用意するような場合には、本人のアルバイト代や家計のやりくり等により、受験料等の費用を収入認定から除外し、貯蓄することが認められているほか、進学費用について奨学金や生活福祉資金貸付による教育支援資金の貸付を受けることにより進学費用を工面する場合がある。このような世帯についても、進学前の段階から進学に向けた各種費用についての相談や助言、各種奨学金制度の案内等を行う家計相談支援を行うことにより、子どもの進学や世帯全体の自立を促進することが期待される。
- こうしたことを踏まえ、生活保護受給者の自立助長の観点から、大学等への進学を検討している高校生等のいる世帯に対する家計相談支援を実施する

主な対象者

- 大学等への進学に伴い自立が見込まれる子どもがいる被保護世帯。
※ 高校3年生だけでなく、1年生、2年生がいる世帯についても積極的に支援の対象としている。

支援内容

- 希望する進路への進学に要する費用の相談、助言
- 利用可能な奨学金や貸付制度の紹介 等

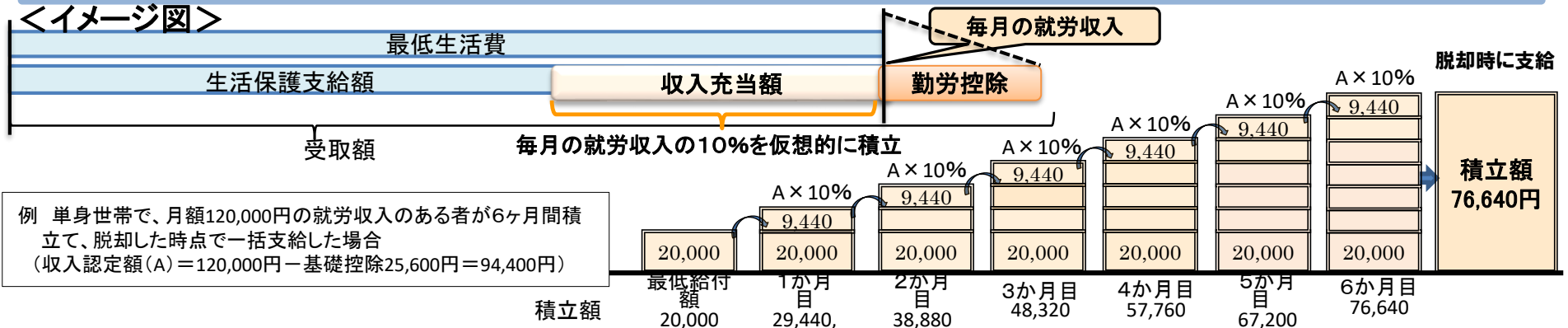
就労自立給付金について（生活保護法第55条の4第1項）

- ◎ 生活保護から脱却すると、税・社会保険料等の負担が生じるため、こうした点を踏まえた上で、生活保護を脱却するためのインセンティブを強化するとともに、脱却直後の不安定な生活を支え、再度保護に至ることを防止することが重要。
- ◎ このため、保護受給中の就労収入のうち、収入認定された金額の範囲内で別途一定額を仮想的に積み立て、安定就労の機会を得たこと等により保護廃止に至った時に就労自立給付金を支給。

制度概要

- 支給要件: 安定した職業に就いたこと等により保護を必要としなくなったと認められたもの
- 支給時期: 世帯を単位として保護廃止時に一括支給
- 支給額: 上限額 単身世帯 10万円、多人数世帯 15万円
- 算定方法: 「最低給付額(※1)」に、「算定対象期間(※2)における各月の就労収入額(※3)に対し、その各月に応じた算定率(※4)を乗じて算定した金額」を加え、上限額といずれか低い額を支給額とする。
- 再受給までの期間: 原則3年間
 - ※1 単身世帯2万円、複数世帯3万円
 - ※2 算定対象期間: 保護を必要としなくなったと認められた日が属する月から起算して前6か月間。
 - ※3 就労収入額: 就労に伴う収入として収入充当した額
 - ※4 算定率: 保護の廃止に至った就労の収入認定開始月を起算点として10%

<イメージ図>



勤労控除の概要

勤労控除は、就労収入のうち一定額を収入から控除し、収入の一部を手元に残すことにより、就労に伴う必要経費の補填や、就労インセンティブの増進・自立助長を図ることを目的とする制度。

1. 基礎控除

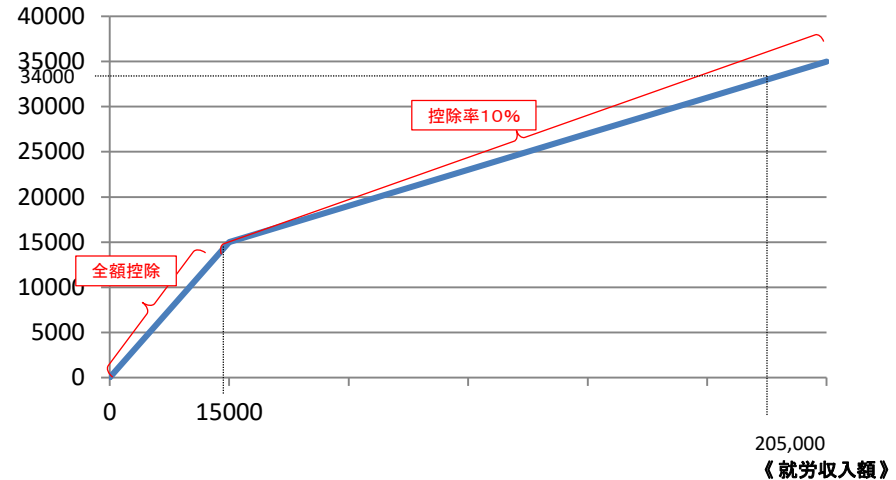
- 就労に伴い必要となる被服、身の回り品、知識・教養の向上等のための経費、職場交際費等の経常的な経費を控除するものであり、勤労意欲の増進、自立の助長を図ることを目的とする。
- 控除額は、就労収入に比例して増加。

【控除額(月額)】

- ・就労収入15,000円までは全額控除。
- ・就労収入15,000円超の場合は、15,000円に当該超える額の10%を合計した額が控除額となる(※)。

※ 実際には収入金額別に区分を設け、各区分ごとに控除額を定めている。

《控除額》



2. 新規就労控除

- 新たに継続性のある職業に従事した場合に、その就労収入から一定額を控除するもの。
(中学校等を卒業した者や入院その他やむを得ない事情のためおおむね3年以上の間職業に従事することができなかった者)

【控除額(月額)】11,700円(就労から6ヶ月間のみ)

3. 未成年者控除

- 20歳未満の者が就労している場合に、その就労収入から一定額を控除するもの。
(単身者や配偶者とのみで独立した世帯を営む者等の一定の条件にある者については認定しない。)

【控除額(月額)】11,600円

令和元年度実績	適用件数	適用世帯数
基礎控除	260,786	244,017
新規就労控除	507	502
未成年者控除	13,027	12,216

出典 被保護者調査

就労活動促進費について

【趣旨】

- 自立に向けての活動は、被保護者本人が主体的に取り組むことが重要である。
- しかし、就労活動の状況に関わらず、保護費の受給額は同じであることから、就労活動のインセンティブが働かないとの指摘がある。
- このため、就労活動に必要な経費の一部を賄うことで、就労活動のインセンティブとし、早期の保護脱却を目指す。
- なお、早期脱却に向けた集中的な就労支援(※)と合わせて実施する。

※ 原則6か月の一定期間を集中的な活動期間とし、本人の納得を得て作成した計画的な取組に基づき集中的な就労支援を行う。
また、直ちに保護脱却が可能となる程度の就労が困難である場合には、低額であっても一旦就労することを基本的考えとする。

【概要】※一時扶助費として支給

- 対象者 保護の実施機関が、早期に就労による保護脱却が可能と判断する被保護者であって、就労による自立に向け、自ら積極的に就労活動に取り組んでいると認める者
- 支給要件 ハローワークにおける求職活動(職業相談、職業紹介、求人先への応募等)等を一定程度以上行っていること
- 支給開始月 平成25年8月から実施
- 支給金額 月額5千円(支給対象期間:原則6か月以内、延長3か月、再延長3か月)

【就労活動促進費の支給実績(令和元年度)】

支給件数

625

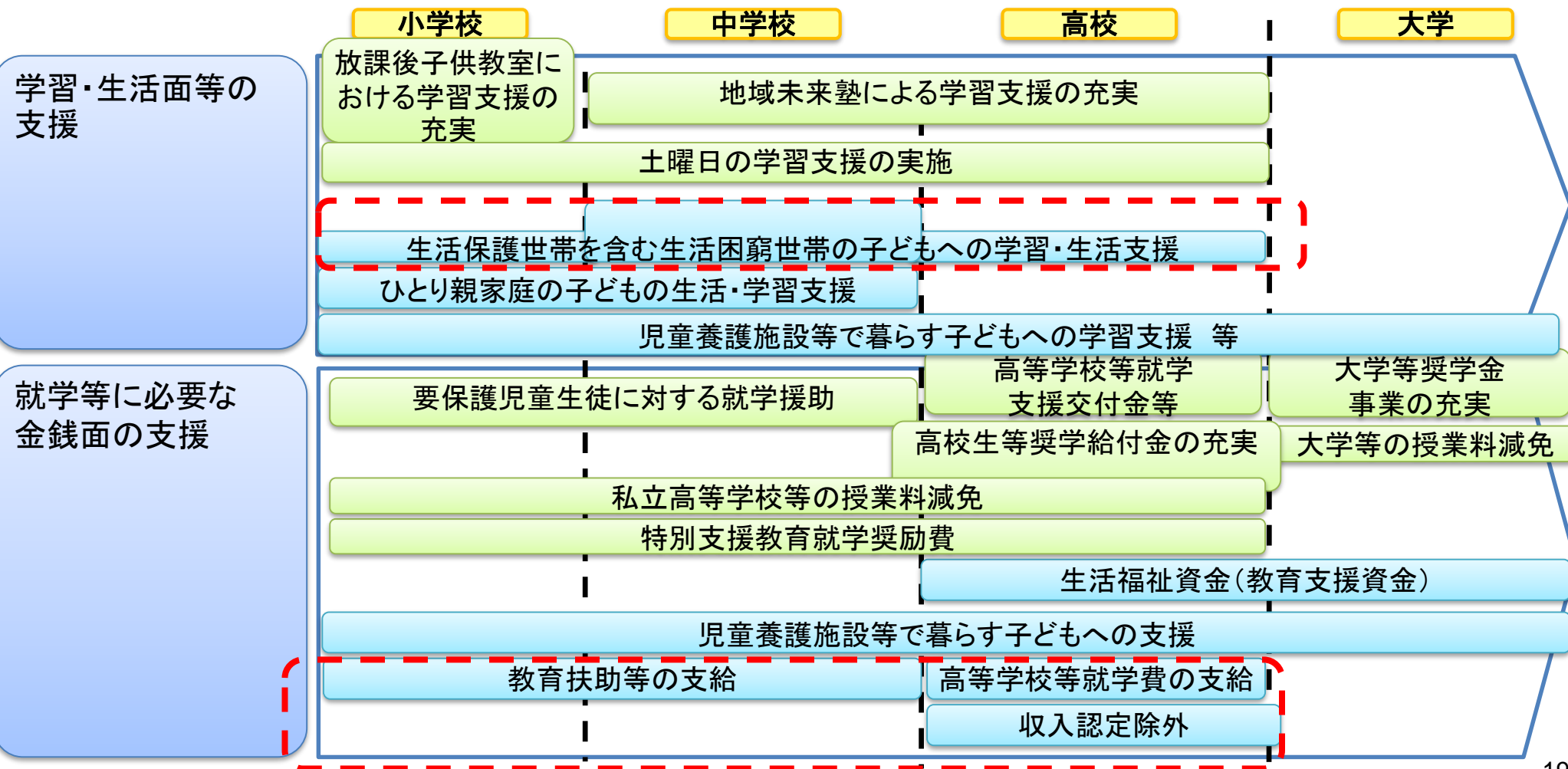
出典 保護課調べ

3 子どもの貧困対策について

子どもの貧困への対応を巡る全体状況

○ 子どもの貧困対策の「教育の支援」では、各年代の子どもに対する様々な学習・生活面等の支援や就学等に
必要な金銭面の支援が推進されている。

子どもの貧困対策「教育の支援」における様々な支援



生活保護受給者に対する「子供の貧困」関連施策

教育・生活の支援

○ 教育扶助等の支給

- 義務教育に伴って必要な費用を支給。
教育扶助基準(月額):2,600円(小)、5,100円(中)
学習支援費(年間上限額):16,000円(小)、59,800円(中)
入学準備金:64,300円(小)、81,000円(中) 等

○ 高等学校等就学費の支給(生業扶助)

- 高等学校等に進学する場合に高等学校等就学費を支給。
基本額(月額):5,300円、学習支援費(年間上限額):84,600円
入学料及び入学考査料 等

○ 子どもの学習・生活支援事業の実施(生活困窮者自立支援法により法定化(平成27年4月施行))

- 生活保護受給世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもを対象に学習支援、生活習慣・育成環境の改善に関する助言や進路選択、教育、就労に関する相談に対する情報提供、助言、関係機関との連絡調整の実施。実施自治体:579自治体(令和3年度)

○ 子どもの学習塾等費用の収入認定除外(平成27年10月から実施)

- 生活保護世帯の高校生等の奨学金、アルバイト収入を学習塾等の費用に充てる場合には収入認定から除外。

経済的支援

○ 大学等の進学費用の収入認定除外

- 以下の収入について、本人の高校卒業後の大学等の進学にかかる経費に充てられる場合には、収入認定から除外。
生活保護世帯の高校生のアルバイト収入(平成26年4月から実施)
奨学金を含む恵与金・貸付金(平成28年7月から実施)

○ 児童養育加算の支給(児童手当相当)

- 児童の養育に当たる者に支給。
第1子及び第2子 月額:10,190円(3歳未満:14,520円)
第3子以降 月額:14,520円

○ 母子加算の支給

- 父子又は母子世帯に支給。
第1子 月額:18,800円(1級地の場合)、第2子以降加算有

保護者に対する就労の支援

○ 就労支援事業等の実施

- 就労支援員による支援や、ハローワークと福祉事務所等のチーム支援、就労の準備段階の者への支援などきめ細かい支援を実施。

○ 就労や自立に向けたインセンティブの強化

- ① 就労活動促進費の支給(平成25年8月から実施)**
 - ハローワークでの求職活動など、自ら積極的に就労活動に取り組む者に対して支給。※月額5千円 原則6カ月(最長12カ月)
- ② 就労自立給付金の支給(平成26年7月から実施)**
 - 就労による自立を促進するため、安定した就労を得たこと等により保護廃止に至った者に対して支給。
※上限額 単身世帯10万円、多人数世帯15万円

○ 親の学び直しの支援

- 生活保護を受給しているひとり親家庭の親に対し、一定の要件の下、高等学校等就学費を支給。

○ 基礎控除の引き上げ(平成25年8月から実施)

- 就労収入のうち一定額を収入から控除し、収入の一部を手元に残す勤労控除のうち、基礎控除の引き上げ。
※ 8,000円 → 15,000円

【参考】生活保護世帯に属する子供の貧困に関する指標(令和3年4月時点)

- ① 高等学校等進学率:93.7%
- ② 高等学校等中退率:3.6%
- ③ 大学等進学率:39.9%
- ④ 就職率(中学校卒業後):1.0%
- ⑤ 就職率(高等学校等卒業後):41.3%

※ 実線は、「子供の貧困対策に関する大綱」(平成26年8月29日閣議決定)に掲載のある施策。

点線は、「子供の貧困対策に関する大綱」に掲載されていない施策。

子どもの学習・生活支援事業について

事業の概要

- 「貧困の連鎖」を防止するため、生活保護受給世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもを対象に学習支援事業を実施。
- 各自治体が地域の実情に応じ、創意工夫をこらし実施(地域資源の活用、地域の学習支援ボランティアや教員OB等の活用等)。
- 改正法において、生活習慣・育成環境の改善に関する助言や進路選択、教育、就労に関する相談に対する情報提供、助言、関係機関との連絡調整を加え、「子どもの学習・生活支援事業」として強化。

支援のイメージ

- ▶ 将来の自立に向けた包括的な支援：単に勉強を教えるだけではなく、居場所づくり、日常生活の支援、親への養育支援などを通じて、子どもの将来の自立に向けたきめ細かで包括的な支援を行う。
- ▶ 世帯全体への支援：子どもの学習・生活支援事業を入口として、必要に応じて自立相談支援事業等と連携することで世帯全体への支援を行う。

<子どもの課題とその対応>

生活困窮世帯の子ども等を取り巻く主な課題

学習面

- ・高校進学のための学習希望
- ・勉強、高校卒業、就労等の意義を感じられない

生活面

- ・家庭に居場所がない
- ・生活習慣や社会性が身についていない

親の養育

- ・子どもとの関わりが少ない
- ・子育てに対する関心の薄さ

上記課題に対し、総合的に対応

子どもの学習・生活支援事業

学習支援 (高校中退防止の取組を含む)

- ・日々の学習習慣の習慣づけ、授業等のフォローアップ
- ・高校進学支援
- ・高校中退防止(定期面談等による細やかなフォロー等)等



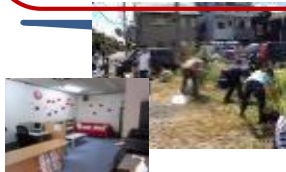
生活習慣・育成環境の改善

- ・学校・家庭以外の居場所づくり
- ・生活習慣の形成・改善支援
- ・小学生等の家庭に対する巡回支援の強化等親への養育支援を通じた家庭全体への支援等



教育及び就労(進路選択等)に関する支援

- ・高校生世代等に対する以下の支援を強化
- ・進路を考えるきっかけづくりに資する情報提供
- ・関係機関との連携による、多様な進路の選択に向けた助言等



子どもの学習・生活支援を通じて、子ども本人と世帯の双方にアプローチし、
子どもの将来の自立を後押し(貧困の連鎖防止)



生活保護世帯における高校生に対する支援

高校等就学時

保護費で支給

高校就学に必要な最小限度の額
公立高校就学費用
(参考書代等)

保護費を減額しない取扱い

私立高校就学費用
修学旅行費用等

学習塾等費用

進路選択時

進学準備給付金

大学等入学金・受験料、
転居費用など
※大学等の授業料は含まない。

大学等就学時

新生活の立ち上げ費用

保護費は支給しない(ただし、同居の場合 住宅扶助は減額しない)

高等教育の修学支援新制度 (文部科学省)

大学・専修学校等 授業料、生活費等

生活保護世帯の子どもの大学等への進学支援

生活保護世帯の子どもの大学等への進学率が全世帯の子どもより著しく低いことを踏まえ、貧困の連鎖を断ち切り、生活保護世帯の子どもの自立を助長するため、生活保護制度に起因する課題に対応した支援策を講じる。

進学準備給付金(H30～)

【生活保護法第55条の5】 負担金：国3/4、地方自治体 1/4

生活保護受給世帯の子どもが大学等に進学した際に、新生活の立ち上げ費用として一時金を給付する。
(自宅通学で10万円～自宅外通学で30万円)

【対象者】

生活保護受給世帯の子どものうち、当該年度の前年度の3月に高等学校等を卒業し、原則当該年度の4月に大学等に進学するため生活保護受給世帯から脱却することとなるもの

※ 出身元の生活保護受給世帯から転居せず、引き続き同居して進学する者も含む。

※ やむを得ない事由により18歳になる年度に受験できなかったが、翌年度までに受験・合格し、進学する者等も含む。

進学準備給付金の支給状況

	支給人数	うち転居	うち非転居
H30	4,427	887	3,540
H31	4,956	982	3,614
R2	4,585	1,064	3,521
R3(暫定値)	4,643	1,007	3,636

高校生等の収入認定除外等の取扱いについて

- 生活保護制度は、利用し得る資産・能力その他あらゆるものを活用することを前提として行われる制度であるため、金銭収入は全て収入として認定するのが原則。
- 一方で、生活保護の目的である自立助長の観点から、特定の金銭収入について、支給の趣旨、当該世帯の自立の可能性を考慮し、自立更生のために使われた分については収入認定から除外することとしている。

	保護費のやり繰りによる預貯金	収入認定除外(恵与金・貸付金)	収入認定除外(アルバイト収入)
使用目的	・生活保護の趣旨目的に反しないと認められるもの	・被保護世帯の自立更生	・被保護世帯の自立更生 ・就労の意義の理解や社会性の向上など子どもの自立意欲の喚起(H26.4～)
考え方	・同上	・高等学校等就学費の支給対象とならない、又は賄いきれない経費であって、就学のために必要な最小限度の額 ・就労や早期の保護脱却に資する経費(H28.7～)	・高等学校等就学費の支給対象とならない、又は賄いきれない経費であって、就学のために必要な最小限度の額 ・就労や早期の保護脱却に資する経費(H26.4～)
具体例	・私立学校の授業料 ・クラブ活動費 ・参考書代 ・修学旅行費 ・学習塾費(H27.10～) ・大学等入学料・受験料、自動車運転免許取得経費、就労・就学に伴う転居費用(H25.4～)等 ・大学等の受験に必要な費用(交通費、宿泊費等)(H30.4～明確化) ・就職活動費用(H31.4～)	・私立学校の授業料 ・クラブ活動費 ・参考書代 ・修学旅行費 ・学習塾費(H27.10～) ・大学等入学料・受験料、自動車運転免許取得経費、就労・就学に伴う転居費用 等(H28.7～) ・大学等の受験に必要な費用(交通費、宿泊費等)(H30.4～明確化) ・就職活動費用(H31.4～)	・私立学校の授業料 ・クラブ活動費 ・参考書代 ・修学旅行費 ・学習塾費(H27.10～) ・大学等入学料・受験料、自動車運転免許取得経費、就労・就学に伴う転居費用(H26.4～)等 ・大学等の受験に必要な費用(交通費、宿泊費等)(H30.4～明確化) ・就職活動費用(H31.4～)

4 被保護者健康管理支援事業及び医療扶助について

生活保護受給者の健康管理支援の推進 ～被保護者健康管理支援事業の実施～

事業概要

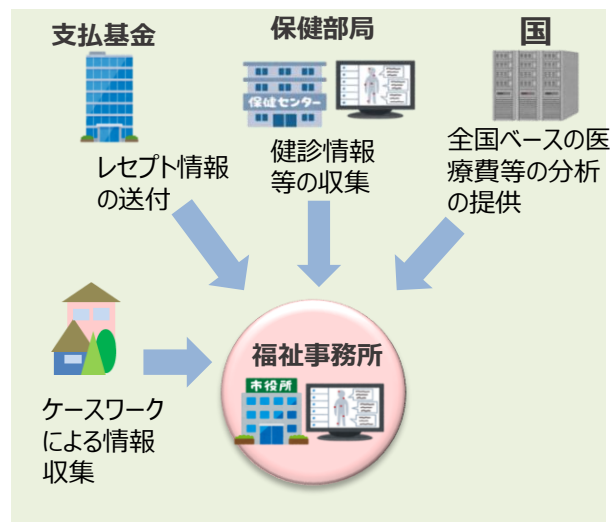
- 生活保護制度は、被保護者の最低生活を保障するとともに、自立の助長を図ることを目的としている。自立の助長については、経済的自立だけでなく、日常生活自立や、社会生活自立といった側面からも、支援を講じていくことが必要。
- 一方で、**多くの被保護者は、医療保険者が実施する保健事業の対象とはなっていないが、多くの健康上の課題を抱えていると考えられ、医療と生活の両面から健康管理に対する支援を行うことが必要。**このため、医療保険におけるデータヘルスを参考に、**福祉事務所がデータに基づき生活習慣病の発症予防や重症化予防等を推進**する。
- **令和3（2021）年1月から「被保護者健康管理支援事業」が必須事業化され、全福祉事務所で実施**することとなったため、**全ての自治体が効果的・効率的に実施するために必要な経費を負担**する。

※ 令和3年度の実施率（令和3年度交付決定ベース）は、67.1%。

被保護者健康管理支援事業の流れ

① 現状・健康課題の把握

- 自治体毎に現状（健康・医療等情報、社会資源等）を調査・分析し、地域の被保護者の健康課題を把握（地域分析を実施）



② 事業企画

- 地域分析に基づき、自治体毎に事業方針を策定。以下の取組例のオに加え、ア～エから選択

- ア 健診受診勧奨
- イ 医療機関受診勧奨
- ウ 生活習慣病等に関する保健指導・生活支援
- エ 主治医と連携した保健指導・生活支援（重症化予防）
- オ 頻回受診指導

③ 事業実施

- 事業方針に沿い、リスクに応じた階層化を行い集団または個人への介入を実施
- ※ 医学的な介入のみではなく社会参加等の側面に留意した取組を実施

④ 事業評価

- 設定した評価指標に沿い、ストラクチャー、プロセス、アウトプット、アウトカム評価を実施

健康の保持増進により、被保護者の自立を助長

【背景】

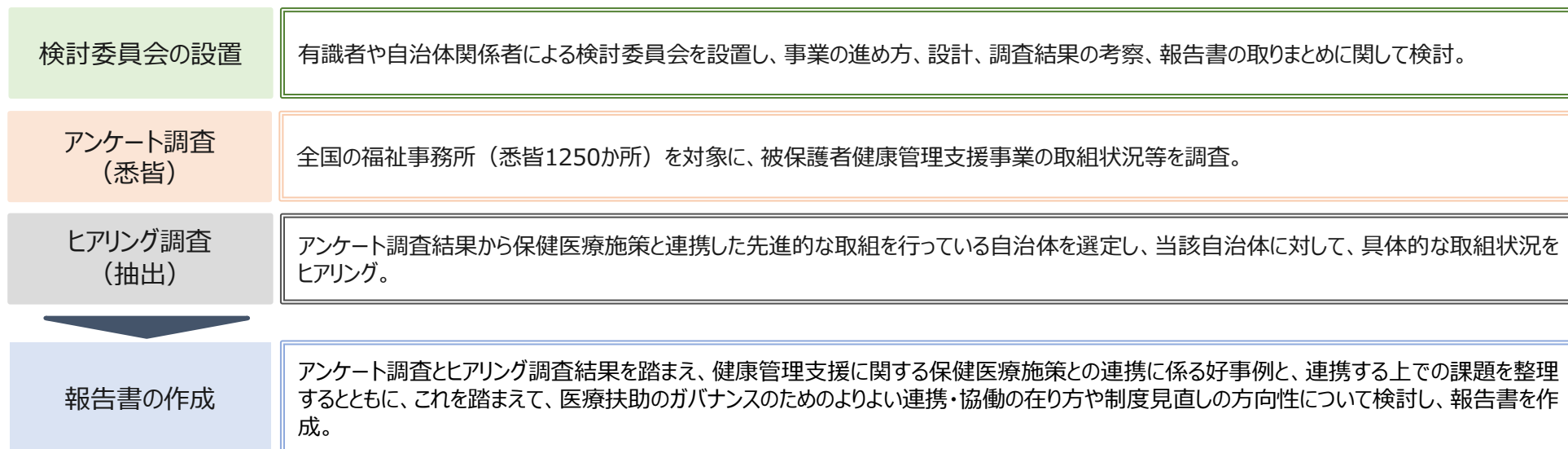
- 医療扶助については、中長期的な課題として医療扶助のガバナンス強化の指摘があるが、こうした指摘に対しては、地域における保健医療施策と連携して取り組んでいくことが重要である。
- こうした中、被保護者の生活習慣病の予防等を推進するための「被保護者健康管理支援事業」が、令和3年1月から全ての福祉事務所に於いて実施する必須事業として施行されたところであり、これを機に、各自治体における保健医療施策との連携を強化しながら、医療扶助の更なるガバナンス強化につなげていく必要がある。

【目的】

- 被保護者健康管理支援事業の全国の実施状況を把握するとともに、健康管理支援に関する保健医療施策全般との連携に係る好事例を収集することを通じて、医療扶助のガバナンス強化に向けて、今後の他制度とのよりよい連携・協働の在り方について検討する。

○事業の全体像

- 検討委員会を設置するとともに、アンケート調査、ヒアリング調査を行い、報告書を取りまとめる。



頻回受診の適正化について

頻回受診の指導対象者

同一傷病について、同一月内に同一診療科目を15日以上受診しており、短期的・集中的な治療(※)を行う者を除き、治療にあたった医師や嘱託医が必要以上の受診と認めた者

※ 15日以上受診している者を抽出し、その前2ヶ月との合計が40日未満の者

適正化の対応

頻回受診の可能性のある者の把握

毎月レセプトを確認し、頻回受診者にかかる台帳を作成

主治医訪問・嘱託医協議

主治医や嘱託医に協議し、頻回受診と認められるか否かを判断

指導の実施

頻回受診と判断された者について、訪問により指導を実施

改善状況の確認

指導の翌月、医療機関へ改善状況を確認。
改善されていない場合には、引き続き指導を実施

【頻回受診の改善の状況】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
受診状況把握対象者数(指導対象者の定義に該当する者の数)(A) ※平成29年度までは旧定義(15日以上が3箇月続いた者)、平成30年度は移行期間のため混在	13,548人	12,837人	11,594人	10,604人	12,753人	11,681人
適正受診指導対象者数(B)	3,020人	2,557人	2,637人	2,387人	2,835人	2,320人
改善者数(適正な受診日数に改善された者数)(C)	1,365人	1,338人	1,422人	1,292人	1,388人	1,136人
改善者数割合(C/B)	45.20%	52.33%	53.92%	54.13%	48.96%	48.97%

令和3年度以降の取組

- 令和2年度に引き続き、令和3年度予算に以下の事業を計上
 - ・ 頻回受診者の適正受診指導の強化(福祉事務所による同行指導の実施等)→健康管理支援事業(令和3年1月以降)において実施可
 - ・ 頻回受診指導を行う医師の委嘱促進→健康管理支援事業(令和3年1月以降)において実施可
 - ・ レセプトを活用した医療扶助適正化事業 → レセプトデータから頻回受診者等のリスト作成
- 適正受診指導を行ってもなお改善されない者に対する追加的な指導の方策として、有効期限が1箇月よりも短い医療券を本人に対して発行し、健康管理に向けた支援と並行することで、指導のタイミングを増やす取り組みを可能に

頻回受診者の適正受診指導等に関連したその他の取り組み

令和3年1月以降、以下の取り組みについても、補助事業から負担金化された「被保護者健康管理支援事業」の対象事業として位置づけている

福祉事務所による同行指導の実施等（平成30年度～）

- 福祉事務所で雇用した「付き添い指導員」が、生活習慣病の受診中断者や未受診者、一定回数以上に医療機関に受診してしまう頻回受診者の受診に付き添うことで
 - ① 生活習慣病の未受診者・受診中断者については確実に受診に繋げる
 - ② 頻回受診の可能性のある者に対しては、医師から病状の聴取や治療方針などを受給者ととも相談し、医師と連携しながら頻回受診対策を行う

※ 付き添い支援員は上記の他、同行支援を通じて、受給者の相談相手になったり、既存資源（居場所や介護サービス等）に繋げるといった、受給者に寄り添うことも想定

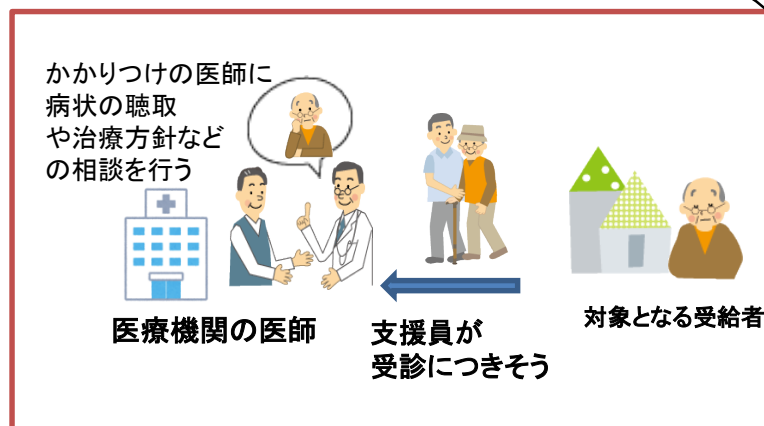
※ 健診で把握された生活保護受給者の内臓脂肪症候群予備群及び該当者は、男性 50.6%、女性 29.8%（平成30年度地域保健・健康増進法報告）

〈R元年度実績（交付決定）〉： 1,053,478千円 137自治体の内数

頻回受診指導を行う医師の委嘱促進（平成30年度～）

- 頻回受診の患者に対し、かかりつけの医師と協議の上で適正受診指導を行う医師を、従来の嘱託医に追加して委嘱する自治体を支援

〈R元年度実績（交付決定）〉： 486千円 1自治体



5 居住支援について

保護施設の概要

	救護施設			更生施設			医療保護施設			授産施設			宿所提供施設			
設置根拠	生活保護法 第38条 第1項1号			生活保護法 第38条 第1項2号			生活保護法 第38条 第1項3号			生活保護法 第38条 第1項4号			生活保護法 第38条 第1項5号			
目的	身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行う			身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させて、生活扶助を行う			医療を必要とする要保護者に対して医療の給付を行う			身体上若しくは精神上の理由又は世帯の事情により就業能力の限られている要保護者に対して、就労又は技能の修得のために必要な機会及び便宜を与えて、その自立を助長する			住居のない要保護者の世帯に対して、住宅扶助を行う			
設置主体	都道府県、市町村、社会福祉法人、日本赤十字社															
運営費	措置費：国3/4、都道府県・市町村1/4（医療保護施設は措置費ではなく診療報酬で運営）															
整備費	法人立：国1/2、県1/4、設置主体1/4 （都道府県立・市町村立は平成18年度から補助対象外、医療保護施設は整備費補助はなし）															
都道府県による指導監督	社会福祉法人からの保護施設設置の認可申請に対する認可（法第41条） 運営に関する指導（法第43条）、監査（法第44条）、改善・事業停止・施設廃止の命令、認可取消（法第45条）															
施設数	年度	総数	公立	私立	総数	公立	私立	総数	公立	私立	総数	公立	私立	総数	公立	私立
	H30	182	14	168	20	2	18	58	2	56	16	3	13	10	1	9
	R1	183	12	171	20	1	19	56	2	54	15	3	12	14	1	13
	R2	183	11	172	20	1	19	56	2	54	15	3	12	15	1	14
定員	16,345人			1,388人			—			470人			905人			
在所者数	16,288人			1,264人			—			325人			339人			

(注) 1 施設数以下の資料：「社会福祉施設等調査報告」

2 施設数欄は各年10月1日現在。定員、在所者数欄は、令和2年10月1日現在。

救護施設等における各種事業

※ 実施箇所数等は保護課調べ(令和3年4月1日現在)

	保護施設通所事業		救護施設居宅生活訓練事業	一時入所
目的	保護施設退所者を、保護施設に通所させて指導訓練等を実施し、又は職員が居宅等へ訪問して生活指導等を実施することで居宅で継続して自立生活が送れるよう支援するとともに、保護施設からの退所の促進と受入のための有効活用を図る。		救護施設に入所している被保護者が円滑に居宅生活に移行できるようにするため、施設において居宅生活に向けた生活訓練を行うとともに、訓練用住居(アパート、借家等)を確保し、より居宅生活に近い環境で実体験的に生活訓練を行うことにより、居宅生活への移行を支援する。	一時的に精神状態が不安定となる居宅で生活する被保護者に対し、救護施設を短期間利用させることにより、精神状態を安定させ、居宅生活の継続を支援する。
創設年度	平成14年度(救護施設通所事業は平成元年～)		平成16年度	平成17年度(23年度)
対象施設	救護施設・更生施設		救護施設	救護施設
事業内容	原則として通所訓練と訪問指導を一体的に実施 ・通所訓練(生活指導、就労指導等) ・訪問指導(職員の居宅訪問による生活指導等)		・日常生活訓練(食事、洗濯、金銭管理等) ・社会生活訓練(通院、買物、対人関係構築等) ・その他自立生活に必要な訓練	以下の場合に一時入所を行う ・精神症状が一時的に不安定になった場合 ・退院に向けた体験利用や訓練の場合
利用期間	1年以内(更新可)		1年以内(1年以内延長可)	7日間(1ヶ月まで延長可)
対象者	・保護施設退所者で引き続き指導訓練が必要と認められる者 ・居宅の被保護者(事業定員の3割限度)		・救護施設入所者で1年間の個別訓練を行うことで居宅において生活を送ることが認められる者のうちから、施設長に選定された者	・居宅の精神障害者等 ・精神科病院入院患者、退院患者 ・その他、保護の実施機関が必要と認める者
定員	実施施設の入所定員の5割以内かつ10名以上 (特別な事情の場合には5名を下限)		2名～10名程度	—
職員配置	・定員10名以上：専任の直接処遇職員3名以上 (定員5以上10名未満：専任の直接処遇職員2名以上)		10名以上：4名 6～9名：3名 2～5名：2名 (責任者として1名専任)	(既存の施設職員が対応)
運営費	【通所訓練】※東京都特別区の場合 救護施設：1人当たり月額：123,200円 更生施設：1人当たり月額：119,000円 【訪問指導】1人当たり月額：23,600円		月額(1施設当たり) 10名以上：114万6,170円 5名：75万8,670円 9名：106万8,670円 4名：68万1,170円 8名：99万1,170円 3名：60万3,670円 7名：91万3,670円 2名：52万6,170円 6名：83万6,170円 1名：44万8,670円	例：東京都特別区の救護施設(定員101～110名) 約4,930円×実入所日数
実施ヶ所数 (R3年4月1日)	救護施設(全184ヶ所) うち、51ヶ所	更生施設(全20ヶ所) うち、17ヶ所	110ヶ所	—
定員	1,151人	498人	314人	—
利用者数	815人	374人	287人	—

保護施設及び無料低額宿泊所等の分布 イメージ

救護施設



更生施設



宿所提供施設



保護授産施設



社会事業授産施設



無料低額宿泊所



日常生活支援住居施設



分類	施設等	施設数
保護施設	救護施設	183
	更生施設	20
	宿所提供施設	15
	保護授産施設	15
	社会事業授産施設	61
無料低額宿泊所等	無料低額宿泊所	608
	日常生活支援住居施設	79

- ※ 保護施設数は社会福祉施設等調査(令和2年10月1日時点)
- ※ 無料低額宿泊所数は保護課調べ(令和2年9月末日時点)
- ※ 日常生活支援住居施設数は保護課調べ(令和3年4月1日時点)
- ※ 社会事業授産施設は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2項第7号に基づく授産施設である。

貧困ビジネス対策と単独での居住が困難な方への日常生活支援<令和2年4月施行>

1. 無料低額宿泊所の規制強化(貧困ビジネス規制)

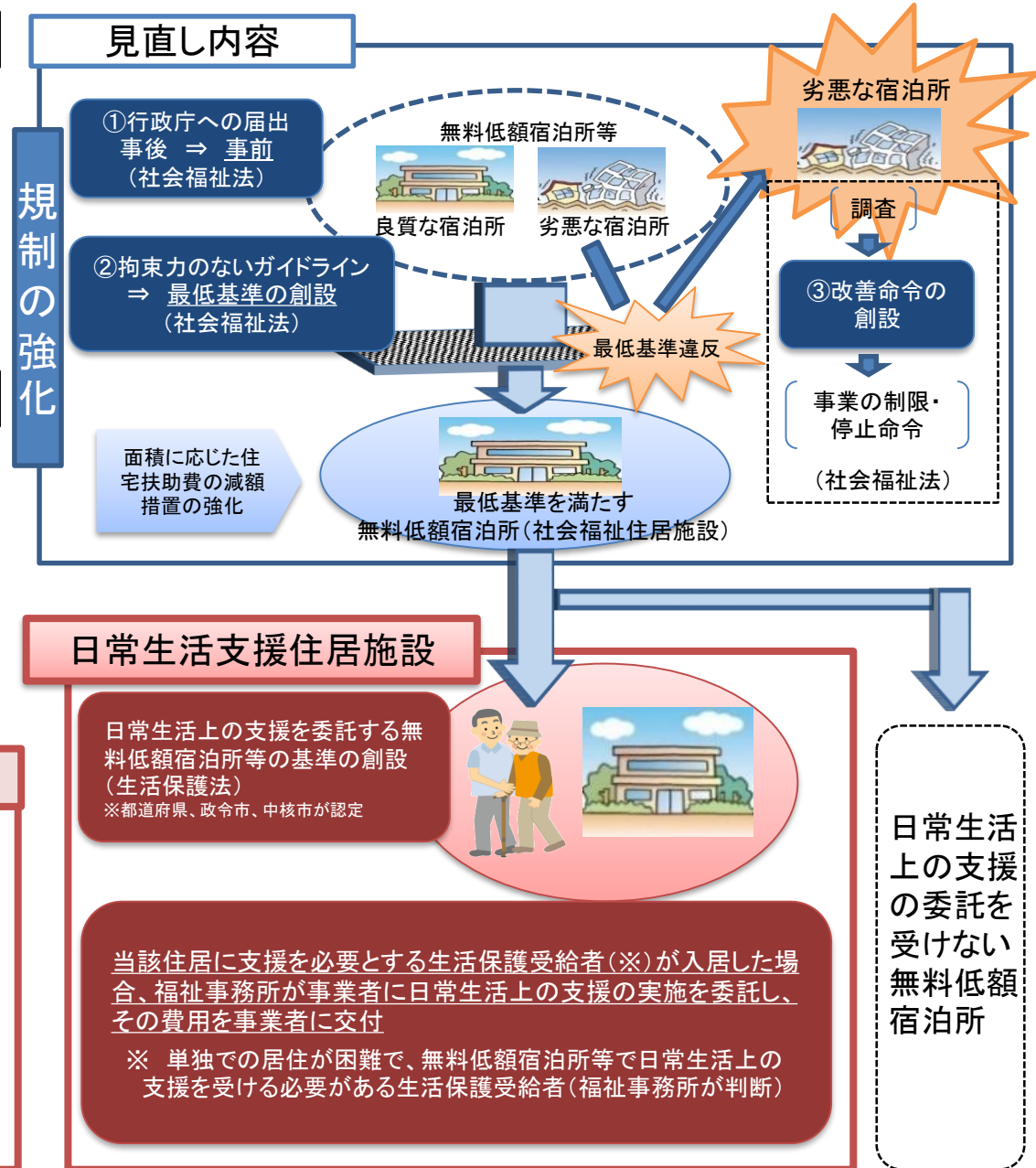
- 利用者の自立を助長する適切な支援環境を確保するため、社会福祉法を改正し、法令上の規制を強化
- ①無料低額宿泊事業について、新たに事前届出制を導入
- ②従来ガイドライン(通知)で定めていた設備・運営に関する基準について、法定の最低基準を創設 <令和元年8月省令公布>
- ③最低基準を満たさない事業所に対する改善命令の創設

2. 単独で居住が困難な方への日常生活支援

- 生活保護法を改正し、単独での居住が困難な生活保護受給者に対し、一定の支援体制が確保された「日常生活支援住居施設」において、必要な日常生活上の支援を提供する仕組みを創設
- ◆福祉事務所が、単独での居住が困難な受給者への日常生活上の支援の実施を、日常生活支援住居施設に委託可能とする

日常生活支援住居施設の認定要件及び委託事務費

- 日常生活支援住居施設の認定要件(人員配置基準)
利用者15人に対して職員1名(常勤換算15:1)を配置
- 日常生活支援に係る委託事務費
入居者1人あたり月額<地域別> 29,100円 ~ 23,400円
- ※ 職員を増配置している施設については、職員配置の状況に応じた加算措置
- 日常生活支援住居施設への委託開始等のスケジュール
施設の認定申請を令和2年4月以降から受け付け、令和2年10月から委託を開始



日常生活支援住居施設管理職員等資質向上研修費

【令和4年度予算案】 11,370千円
実施主体：厚生労働省（委託費）

事業概要

- 日常生活支援住居施設については、令和2年度から施設の認定及び生活支援の委託が開始されるとともに、本人の状況や生活課題等を把握し、本人の抱えている課題等を踏まえた支援目標や支援計画の策定が求められる。
- これらの一連の支援業務について標準的な実施方法や支援を行う上での視点や留意点等を示し、全国の日常生活支援住居施設における支援業務の標準化を図るとともに支援の質の向上を図る必要がある。
- 支援の標準化に当たっては、令和2年度の調査研究事業（社会福祉推進事業：一般社団法人居住支援全国ネットワーク）において、研修カリキュラム及び研修テキストの開発を進めた。
- 令和4年度においても引き続き、本研修を実施することにより、日常生活支援住居施設の管理者及び生活支援提供責任者等の資質向上を目指す。

研修概要

- 全国の日常生活支援住居施設の管理者、生活支援提供責任者等への研修
- 6月から8月に実施予定
- ※ 生活困窮者支援に当たる職員との合同研修、オンラインによる開催も検討

入居者への充実した生活支援



研修カリキュラム等の内容（案）

- ・ アセスメントの方法、支援目標や個別支援計画の立て方等
- ・ 個別支援計画を作成するための留意すべき視点、記載方法等
- ・ ホームレス、刑余者、精神障害者等対象者に応じた支援の技能・知識
- ・ モニタリング、個別支援計画変更等の手法
- ・ 地域の社会資源の活用 等

- （参考）
- 令和2年度
調査研究事業（社会福祉推進事業）において、研修テキストを開発するとともにパイロット研修を実施

- 基礎編①：令和3年2月10日 オンライン開催（受講者数：64名）
- 基礎編②：令和3年2月12日 オンライン開催（受講者数：82名）
- 応用編：令和3年2月19日 オンライン開催（受講者申込者数：104名）
- ※ 調査研究結果については、一般社団法人居住支援全国ネットワークHPにて公表

- 令和3年度
日常生活支援住居施設管理職員等資質向上研修を委託にて実施（オンライン開催）
- 1日目 令和3年12月10日（金）10:30～18:00
- 2日目 令和4年1月14日（金）10:30～17:30、令和4年1月18日（火）10:30～17:30
令和4年1月21日（金）10:30～17:30

研修カリキュラム等の検討体制等

- 委員長 岡田太造（兵庫県立大学客員教授）
 - 委員 井上雅雄（一般社団法人居住支援全国ネットワーク代表理事、弁護士、NPO法人おかやま入居支援センター理事長（岡山県指定居住支援法人））
 - 委員 芝田 淳（一般社団法人居住支援全国ネットワーク理事兼事務局長、司法書士、NPO法人やどかりサポート鹿児島理事長（鹿児島県指定居住支援法人））
 - 委員 奥田知志（NPO法人ホームレス支援全国ネットワーク理事長（福岡県指定居住支援法人））
 - 委員 滝脇 憲（一般社団法人居住支援全国ネットワーク理事、NPO法人自立支援センターふるさとの会常務理事）
 - 委員 山田耕司（NPO法人抱樸常務（福岡県指定居住支援法人））
 - 委員 的場由木（NPO法人すまい・まちづくり支援機構理事）
 - 委員 辻井正次（中京大学現代社会学部教授）
 - 委員 垣田裕介（大阪市立大学大学院生活科学研究科准教授）
 - 委員 菅野 拓（京都経済短期大学講師）
 - 委員 今井誠二（尚綱学院大学人文社会学群教授、NPO法人仙台夜まわりグループ理事長）
 - 委員 立岡 学（一般社団法人居住支援全国ネットワーク理事兼事務局長次長、NPO法人ワンファミリー仙台理事長（宮城県指定居住支援法人））
- （注）肩書きは令和2年時点

居住不安定者等居宅生活移行支援事業の創設

令和4年度予算案：7.4億円

事業概要

- 令和2年度第2次補正予算において、生活困窮者と生活保護受給者の住まい対策を一体的に支援する「居宅生活移行緊急支援事業」を新設。
- 支援対象者の狭間を無くすとともに、居住の確保とその後の安定した住まいを継続的に支援することを可能とし、長期化すると見込まれる居住不安定者に対する支援を実施（令和2年度第2次補正予算「居宅生活移行緊急支援事業」から継続的な実施が可能な仕組み）

事業内容

生活困窮者及び生活保護受給者のうち、居宅生活への移行に際して支援を必要とする者に対して、転居先となる居宅の確保に関する支援、各種契約手続等に関する助言等の居宅生活に移行するための支援及び居宅生活移行後に安定した生活を営むための定着支援を実施する。

(1) 居宅生活移行に向けた相談支援

生活困窮者及び生活保護受給者に対して、居宅生活に移行すること及び移行後の転居先となる住宅に関して、希望や意向を聴取するとともに、転居先候補の紹介や不動産業者への同行、契約手続等に関する助言等の居宅生活の移行に向けた相談支援を行う。

(2) 居宅生活移行後に安定した生活を継続するための定着支援

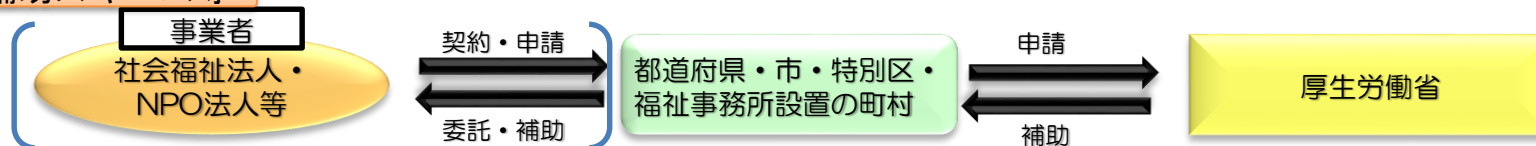
居宅生活に移行した者に対して、居宅生活を送る上での困りごと等に関する相談や緊急時の連絡への対応を行うほか、定期的な巡回や電話により、食事や洗濯、掃除、ゴミ出し等の生活状況及び公共料金等の支払い状況の確認並びに必要に応じた助言等を実施する。

(3) 入居しやすい住宅の確保等に向けた取組

① 居住支援法人を活用した不動産業者との調整による転居先の開拓、セーフティネット住宅を含む連帯保証人を設けることを入居条件としないなどの生活困窮者等が入居しやすい住宅のリスト化等の転居先候補となる住宅の確保に向けた取組

② 居住支援協議会、地方公共団体の住宅部局、宅地建物取引業者、介護サービス事業者等の関係機関との連絡調整体制の構築

補助スキーム等



(1) 実施主体：都道府県、市、特別区及び福祉事務所を設置する町村（社会福祉法人等の民間団体への委託・補助も可能）

(2) 補助率：国3/4、自治体1/4

6 事務負担の軽減について

生活保護ケースワーカー数等の状況

- 生活保護の実務を担うケースワーカーについては、平成21年から約4千人増、また、1人当たり担当世帯数は減少。
ケースワーカーの配置については、社会福祉法の標準数(※)を踏まえて必要な交付税措置を行うとともに、自治体に対する指導監査において必要な人員体制を確保するよう助言指導。

※ ケースワーカーの配置は、社会福祉法において市部80世帯に1人、郡部65世帯に1人を「標準」として定められている。

○ケースワーカーの配置状況

	①ケースワーカー数	②被保護世帯数	ケースワーカー1人当たり担当世帯数 (②/①)
平成21年10月	13,881人	1,274,231世帯	91.8世帯
平成28年10月	18,183人 (+4,302人)	1,637,866世帯 (+363,635世帯)	90.1世帯 (▲1.7世帯)

※ 出典:福祉事務所人員体制調査及び被保護者調査

(参考) 地方交付税算定上の基礎となる人口20万人(市部人口10万人)当たりケースワーカーの数

※括弧内は前年度からの増員数

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
都道府県(郡部)	22人	22人	23人	23人	23人	24人	24人	24人	24人
※人口20万人当たり	(+3)	(±0)	(+1)	(±0)	(±0)	(±1)	(±0)	(±0)	(±0)
市部	15人	16人	16人	16人	16人	16人	16人	16人	16人
※人口10万人当たり	(+2)	(+1)	(±0)	(±0)	(±0)	(±0)	(±0)	(±0)	(±0)

「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」 (令和元年12月23日閣議決定) (抄)

4 都道府県から市町村への事務・権限の移譲等

(16) 生活保護法(昭25法144)

(iv) ケースワーク業務の外部委託については、以下のとおりとする。

- ・福祉事務所の実施体制に関する調査結果や地方公共団体等の意見を踏まえつつ、現行制度で外部委託が可能な業務の範囲について令和2年度中に整理した上で、必要な措置を講ずる。
- ・現行制度で外部委託が困難な業務については、地方公共団体等の意見を踏まえつつ、外部委託を可能とすることについて検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

7 生活保護費の適正支給の確保策等について

不正受給の状況

- 令和2年度の不正受給件数及び金額は前年度より微減。
- 内容の約6割は稼働収入の無申告や過小申告。

(1) 不正受給件数、金額等の推移

年 度	不正受給 件 数	金 額	1件当たり の 金 額
	件	千円	千円
H28	44,466	16,766,619	377
H29	39,960	15,530,019	389
H30	37,234	14,005,954	376
R1	32,392	12,960,895	400
R2	32,090	12,646,593	394

(注)生活保護法施行事務監査の実施結果報告を集計したもの。

(2) 不正受給の内容

内 訳	令和2年度	
	実数	構成比
	件	%
稼働収入の無申告	15,878	49.5
稼働収入の過小申告	3,551	11.1
各種年金等の無申告	5,678	17.7
保険金等の無申告	771	2.4
預貯金等の無申告	387	1.2
交通事故に係る収入の無申告	391	1.2
その他	5,434	16.9
計	32,090	100.0

(注1)生活保護法施行事務監査の実施結果報告を集計したもの。

(注2)「その他」の主なものとして、資産収入の無申告、仕送り収入の無申告などがある。

平成25年生活保護法改正における不正・不適正受給対策の強化等

- ◎ 生活保護の不正事案に対しては、適正な保護の実施や、制度への国民の信頼を確保するためにも、厳正な対処が必要であり、福祉事務所の調査権限の拡大や罰則の引上げ等を実施。

【施行期日：平成26年7月1日】

主な改正内容

(1) 福祉事務所の調査権限の拡大

- 「資産及び収入」に限定されている調査事項について、就労や求職活動の状況、健康状態、扶養の状況等を追加。また、調査対象者に過去に保護を受給していた者を追加 (※)保護受給期間中の事項に限る
- 福祉事務所が行う官公署等への情報提供の求めに対して回答を義務付ける
(※)回答義務の対象の例
自動車の所有状況(運輸局の自動車登録情報)など資産の状況に関するものや、市町村民税、児童手当、失業等給付、国民年金など収入の状況に関するもの

(2) 罰則の引上げ及び不正受給に係る返還金の上乗せ

- 不正受給の罰則について「3年以下の懲役又は30万円以下の罰金」から「3年以下の懲役又は100万円以下の罰金」に引上げ
- 不正受給に係る徴収金について100分の40を乗じた金額を上乗せすることを可能とする

(3) 不正受給に係る返還金の保護費との調整

- 確実な徴収を図る観点から、地方自治体が生活保護受給者に対して不正受給に係る徴収債権を有している場合、本人からの申し出を受け、保護の実施機関が最低限度の生活の維持に支障がないと認めるときは、保護費と調整することを可能とする

(4) 扶養義務者に対する報告の求め

- 福祉事務所が必要と認めた場合には、その必要な限度で、扶養義務者に対して報告するよう求めることとする
※要保護者がDV被害を受けている場合など、真に保護が必要な者に対する保護の妨げとなるおそれがある場合は除く。

生活困窮者等の自立を促進するための 生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律の概要

改正の趣旨

生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化、生活保護世帯の子ども等の大学等への進学支援、児童扶養手当の支払回数の見直し等の措置を講ずるほか、医療扶助における後発医薬品の原則化等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 生活困窮者の自立支援の強化（生活困窮者自立支援法）

(1) 生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化

- ① 自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施を促進
 - ・ 就労準備支援事業・家計改善支援事業を実施する努力義務を創設
 - ・ 両事業を効果的・効率的に実施した場合の家計改善支援事業の国庫補助率を引上げ(1/2→2/3)
- ② 都道府県等の各部局で把握した生活困窮者に対し、自立相談支援事業等の利用勧奨を行う努力義務の創設
- ③ 都道府県による市等に対する研修等の支援を行う事業を創設

(2) 子どもの学習支援事業の強化

- ① 学習支援のみならず、生活習慣・育成環境の改善に関する助言等も追加し、「子どもの学習・生活支援事業」として強化

(3) 居住支援の強化（一時生活支援事業の拡充）

- ① シェルター等の施設退所者や地域社会から孤立している者に対する訪問等による見守り・生活支援を創設 等

2. 生活保護制度における自立支援の強化、適正化（生活保護法、社会福祉法）

(1) 生活保護世帯の子ども等の貧困の連鎖を断ち切るため、大学等への進学を支援

- ① 進学の際の新生活立ち上げの費用として、「進学準備給付金」を一時金として給付

(2) 生活習慣病の予防等の取組の強化、医療扶助費の適正化

- ① 「健康管理支援事業」を創設し、データに基づいた生活習慣病の予防等、健康管理支援の取組を推進
- ② 医療扶助のうち、医師等が医学的知見から問題ないと判断するものについて、後発医薬品で行うことを原則化

(3) 貧困ビジネス対策と、単独での居住が困難な方への生活支援

- ① 無料低額宿泊所について、事前届出、最低基準の整備、改善命令の創設等の規制強化
- ② 単独での居住が困難な方への日常生活支援を良質な無料低額宿泊所等において実施

(4) 資力がある場合の返還金の保護費との調整、介護保険適用の有料老人ホーム等の居住地特例 等

3. ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進（児童扶養手当法）

- (1) 児童扶養手当の支払回数の見直し（年3回（4月、8月、12月）から年6回（1月、3月、5月、7月、9月、11月）） 等

施行期日

平成30年10月1日（ただし、1. (2)(3)は平成31年4月1日、2. (1)は公布日、2. (2)①は令和3年1月1日、2. (3)は令和2年4月1日、3. は令和元年9月1日※ 等）
※令和元年11月支払いより適用

生活保護における居住地特例について

- 生活保護制度では、ケースワーカーによる訪問調査等を通じて被保護者の生活実態を把握し、必要な助言・指導を行うことにより保護の決定・実施を行う必要があることから、被保護者の居住地又は現在地を所管する実施機関(福祉事務所)が保護の実施責任を負うのが原則。
- 一方、被保護者が日常生活上の世話・生活指導を受ける施設に入所する場合には、施設所在地を所管する自治体に財政負担が集中しないように、入所前の居住地又は現在地を所管する実施機関が保護の実施責任を負うという居住地特例を講じている。

居住地特例が適用される施設の例

施設の種類	生活保護の居住地特例	(参考)介護保険の 住所地特例
救護施設、更生施設	○	—
無料定額宿泊所	×	—
日常生活支援住居施設	○	—
障害者支援施設	○	—
特別養護老人ホーム	○	○(※1)
有料老人ホーム、軽費老人ホーム		
特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護を受ける者	○	○(※1)
特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護を受けない者	×	○(※1)
サービス付き高齢者住宅(有料老人ホームに該当しないもの(※2))	×	×
認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	×	×

※1 定員が29名以下の地域密着型の施設は住所地特例の対象外

※2①特定施設入居者生活介護の指定を受けていないもの

②賃貸借方式のもの、又は有料老人ホームに該当するサービスを提供していないもの

8 生活保護基準における級地区分について

- 級地制度において設けるべき具体的な級地の区分数については、生活保護基準部会の分析結果のほか、地域の実態を踏まえて、厚生労働省において検討することとし、その際、
 - ・ 前回見直しで1～3級地の3区分をそれぞれ2つに区分したという制度の経緯
 - ・ 現行の1～3級地の3区分の枠組みを変更する場合には、今回分析対象としていない生活扶助以外の扶助や、同級地区分を参照する他法・他施策にも影響があること
 - ・ 現行の1～3級地の3区分の各階級間では一般低所得世帯の消費水準に有意な差があることを考慮し、級地区分の体系については、まず、現行の各階級における枝番をそれぞれ廃止するか否かの範囲内で検討を行うこととしたところ。
- 地域の実態を踏まえる観点から、各都道府県に対して実施した、都道府県内の指定地域間における生活に要する費用の較差についてのアンケート調査の結果によれば、ほとんどの地域において、同一の級地階級において枝番1の地域が枝番2の地域よりも生活に要する費用が高いという結果ではなかった。
- いずれの級地においても、食料品、衣料品等のチェーン店が存在するため、日常生活にかかる費用の差異はあまりないとする意見があったほか、3級地では、枝番2の地域の方が、大型量販店等が少なく選択肢がないために費用が割高であったり、交通機関が脆弱で移動コストが高いことがあるといった意見もあった。
- こうしたことを踏まえ、現行の生活扶助基準における級地区分については、各階級における枝番を廃止し、1～3級地の3区分とすることとしてはどうか。

級地区分の体系(階級数)について

- 生活扶助基準における級地区分については、各階級における枝番を廃止して1～3級地の3区分とする方向で検討する旨を、保護を実施する自治体に対して通知。

個別市町村の級地区分の指定について

- 変更すべき積極的な根拠がない限り現行の級地指定を維持することを基本としつつ、厚生労働省において、分析結果に照らして各市町村の級地区分の指定のあり方を検討する（※）。
- 当該検討の結果、個別の市町村の指定を見直し得る場合には、被保護世帯の生活を含む地域の実態について福祉事務所を管理する自治体等の見解を聴取した上で見直しの判断をする。

※ 生活保護基準部会の資料として示された個別市町村の階層化結果（「クラスタリングによる階層化」）及び「市町村規模を勘案しないクラスタリングによる階層化」による3区分の階層化結果）の統計的な有意性について示唆を得るための分析手法を基本として、統計的検定にあたっての有意水準を広くとった場合に、級地指定の引上げ又は引下げを行うべき結果となるような市町村について、指定の見直しを検討する等。